

第3回「労働団体法 ①総論 B：労働基本権」

2024.04.17. 佐藤

はじめに

1)前回の要点：産業別組合に対する企業別組合の弱点、組合の意義

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、適切に要約して自己点検用紙に書きなさい。

①全農林警職法事件最高裁判決は、国公法による職員の争議行為の全面一律禁止に対し、いかな理由でそれを是認したか。判決文をそのまま抜き書きして答えなさい。

②清水教授は、上記判決によっても、非法定事項はどのように解す余地があると述べているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

\* 公務員関連労働団体法

1) 公務員法

	民間	公的現業	一般公務
団結権	○	○ 但し、オープン・ショップ	○ 但し、消防・監獄・警察・海上保安庁 オープン・ショップ、登録制
団交権	○	○ 但し、団交対象事項の制限 協約実施に議会承認	△ (団交は可能だが協約締結権はない) 但し、団交対象事項・手続きに制限
争議権	○	X 但し、刑事罰はない	X 不利益処分とともに、刑事罰もあり
賃金決定方式	協約	協約 成立しないと仲裁 (中労委)	勧告 (人事院・人事委員会・公平委員会)

2) 公務員の争議権関係最高裁判所判決

a)当然禁止の立場 国鉄弘前機関区事件 最大判・昭和 28.4.8

b)比較衡量する立場 全通東京中郵事件 最大判・昭和 41.10.26

都教組事件 最大判・昭和 44. 4. 2

c)財政民主主義論 全農林警職法事件 最大判・昭和 48.04.25 (国公法関係) \* 8対5対2

岩手県教組事件 最大判・昭和 51.05.21 (地公法関係)

全通名古屋中郵事件 最大判・昭和 52.05.04 (旧公労法関係)

北九州市交通局事件 最一小判・昭和 63.12.08 (地公労法関係)

[参考文献] 青木・竹下・中山・室井『公務員の労働基本権』(総合労働研究所、1979年)

[自己点検]

1)Reading Assignment に関わる問題への解答

2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解

3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働組合法 ②労働組合 A：労働組合組織」

講義テーマ：コンビニオーナー店長の作った組織は「労働組合」といえるか

教科書の該当部分：第3章「労働組合」「I 総説」、論点に直接関連するのは p.47-p.52

Reading Assignment：木下徹郎「セブン・イレブンジャパン不当労働行為事件、…中労委命令の特徴と問題点」労働法律旬報 1943号(2019年)14頁以下